

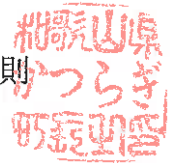
かつらぎ町公告第8号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条7項の規定により公告し、下記の通り縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見を提出することができる。

令和8年10月22日

かつらぎ町長 中阪 雅則



記

- 1 縦覧期間 自 令和8年10月22日
 至 令和8年11月4日
- 2 縦覧時間 開庁日 午前8時30分から午後5時15分
- 3 縦覧場所 かつらぎ町役場農林振興課